

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和2年6月23日付託分)

環境農政局

目 次

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2	神奈川県漁港管理条例 新旧対照表	5

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～22（略）	（略）	1～22（略）	（略）
23 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（5）（略） （6） <u>条例第10条第1項の規定により、指定事業所_____の変更の届出を受理すること。</u> <u>（7） 条例第10条第2項の規定により、環境管理事業所の変更の届出を受理すること。</u> <u>（8） 条例第10条第3項の規定により、優良環境管理事業所の変更の届出を受理すること。</u> <u>（9）～（13）（略）</u> <u>（14） 条例第17条第3項の規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。</u> <u>（15） 条例第17条第4項の規定により、指定事業所の設置の届出を受理すること。</u> <u>（16） 条例第17条第5項の規定により、指定事業所の位置等の変更の届出を受理すること。</u> <u>（17） 条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査し、及び届出者に通知すること。</u> <u>（18） 条例第17条第8項の</u>	23 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 （1）～（5）（略） （6） <u>条例第10条_____の規定により、指定事業所に係る事項の変更の届出を受理すること。</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（7）～（11）（略）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	（略）	

改 正	現 行
<p><u>規定により、指定事業所の設置又は指定事業所の位置等の変更の中止の届出を受理すること。</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>条例第18条の2第1項の規定により、<u>優良環境管理事業所</u>を認定すること。</u></p> <p>(21)・(22) (略)</p> <p>(23) <u>条例第21条第2項の規定により、<u>優良環境管理事業所</u>に係る事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(24) <u>条例第24条の規定により、<u>環境管理事業所</u>の認定を取り消すこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(25)～(30) (略)</p> <p>(31) <u>条例第108条の規定により、(1)から<u>(30)まで及び(32)から(34)まで</u>に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</u></p> <p>(32) (略)</p> <p>(33) <u>条例第110条の3第1項の規定により、<u>(32)</u>に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</u></p> <p>(34) <u>条例第110条の3第2項の規定により、<u>(32)</u>に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</u></p> <p>(35) <u>条例第111条第1項の規定により、(1)から<u>(30)まで及び(32)から</u></u></p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>条例第19条の2第1項の規定により、<u>環境配慮推進事業所</u>を登録すること。</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>条例第21条第2項の規定により、<u>環境配慮推進事業所</u>に係る事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(17) <u>条例第24条の規定により、<u>環境管理事業所</u>の認定を取り消すこと。</u></p> <p>(18) <u>条例第24条の2の規定により、<u>環境配慮推進事業所</u>の登録を抹消すること。</u></p> <p>(19)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>条例第108条の規定により、(1)から<u>(24)まで及び(26)から(28)まで</u>に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) <u>条例第110条の3第1項の規定により、<u>(26)</u>に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表すること。</u></p> <p>(28) <u>条例第110条の3第2項の規定により、<u>(26)</u>に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</u></p> <p>(29) <u>条例第111条第1項の規定により、(1)から<u>(24)まで及び(26)から</u></u></p>

改 正		現 行	
<p><u>(34)までに掲げる事務</u>に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p><u>(36) (1)から(35)までに掲げるもののほか</u>条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>		<p><u>(28)までに掲げる事務</u>に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p><u>(30) (1)から(29)までに掲げるもののほか</u>条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
24 (略)	(略)	24 (略)	(略)
<p>25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 条例第34条の2第1項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。</u></p> <p><u>(3) 条例第34条の2第2項の規定により、指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止等を命ずること。</u></p> <p><u>(4) 条例第34条の2第3項の規定により、指定事業所における排煙等の処理の方法の改善等を命ずること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 条例第108条の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 条例第110条の3第1項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、同項に規定する事項を公表す</u></p>	<p>市（横浜市及び川崎市を除き、<u>左欄(1)から(4)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(4)までに掲げる事務</u>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、<u>左欄(7)から(9)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(7)から(9)までに掲げる事務</u>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限る。)</p>	<p>25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 条例第108条の規定により、(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務</u>に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 条例第110条の3第1項の規定により、(4)に掲げる事務</u>に関し、同項に規定する事項を公表す</p>	<p>市（横浜市及び川崎市を除き、<u>左欄(1)並びに左欄(3)及び(7)のうち(1)に</u>掲げる事務に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、<u>左欄(4)から(6)まで並びに左欄(3)及び(7)のうち(4)から(6)までに掲げる事務</u>に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限る。)</p>

改 正		現 行	
<p>ること。</p> <p>(9) 条例第110条の3第2項の規定により、(7)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(10) 条例第111条第1項の規定により、(1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>		<p>ること。</p> <p>(6) 条例第110条の3第2項の規定により、(4)に掲げる事務に関し、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(7) 条例第111条第1項の規定により、(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	
25の2・26 (略)	(略)	25の2・26 (略)	(略)
<p>27 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 条例第63条の3において準用する条例第60条第1項の規定により、ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。</p> <p>(16)～(37) (略)</p> <p>(38) 条例第86条の規定により、揚水施設の改善を命じ、及び地下水の採取量の減少等を命ずること。</p> <p>(39)～(50) (略)</p>	(略)	<p>27 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 条例第63条の3で準用する条例第60条第1項の規定により、ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画等の届出を受理すること。</p> <p>(16)～(37) (略)</p> <p>(38) 条例第86条の規定により、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取量の減少等を命ずること。</p> <p>(39)～(50) (略)</p>	(略)
28～160 (略)	(略)	28～160 (略)	(略)

2 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正	現 行																																																		
<p>(航路等の設定等)</p> <p>第6条 知事は、規則で漁港の区域内の一部の区域を航路、泊地、油壺特別泊地、本港特別泊地、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、<u>二町谷泊地、二町谷特別泊地</u>、避難泊地、水産動植物蓄養区域、水産物陸揚区域、商工貨物陸揚区域、出漁準備区域、本港環境整備施設区域、宮川環境整備施設区域、二町谷環境整備施設区域及び橋りよう区域（以下「航路等」という。）として定めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区域の名称</th> <th style="width: 50%;">利用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮川一時停係泊特別泊地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二町谷泊地</td> <td>船舟の停係泊</td> </tr> <tr> <td>二町谷特別泊地</td> <td>ヨット及びボートの停係泊</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">(略)</th> <th style="width: 33%;">(略)</th> <th style="width: 33%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <p>(略)</p> <p>備考1～7 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>8～10</u> (略)</p>	区域の名称	利用の目的	(略)	(略)	宮川一時停係泊特別泊地	(略)	二町谷泊地	船舟の停係泊	二町谷特別泊地	ヨット及びボートの停係泊	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)			(略)	(略)	(略)	<p>(航路等の設定等)</p> <p>第6条 知事は、規則で漁港の区域内の一部の区域を航路、泊地、油壺特別泊地、本港特別泊地、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、避難泊地、水産動植物蓄養区域、水産物陸揚区域、商工貨物陸揚区域、出漁準備区域、本港環境整備施設区域、宮川環境整備施設区域、二町谷環境整備施設区域及び橋りよう区域（以下「航路等」という。）として定めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>別表第2の駐車料は、規則で定める利用券を発行して徴収する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区域の名称</th> <th style="width: 50%;">利用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮川一時停係泊特別泊地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">(略)</th> <th style="width: 33%;">(略)</th> <th style="width: 33%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駐 車 料</td> <td>二町谷環境整備施設区域の</td> <td>1台1時間につき 200円。ただし、7月1日から8月31日までの間は、250円とする。</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1台1泊につき 1,030円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 占用料</p> <p>(略)</p> <p>備考1～7 (略)</p> <p><u>8</u> 1泊とは、規則で定める開場時間を過ぎて翌日の開場時間まで駐車することをいう。</p> <p><u>9～11</u> (略)</p>	区域の名称	利用の目的	(略)	(略)	宮川一時停係泊特別泊地	(略)	(新規)		(新規)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	駐 車 料	二町谷環境整備施設区域の	1台1時間につき 200円。ただし、7月1日から8月31日までの間は、250円とする。	駐車場	1台1泊につき 1,030円	(略)	(略)	(略)
区域の名称	利用の目的																																																		
(略)	(略)																																																		
宮川一時停係泊特別泊地	(略)																																																		
二町谷泊地	船舟の停係泊																																																		
二町谷特別泊地	ヨット及びボートの停係泊																																																		
(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
(削除)																																																			
(略)	(略)	(略)																																																	
区域の名称	利用の目的																																																		
(略)	(略)																																																		
宮川一時停係泊特別泊地	(略)																																																		
(新規)																																																			
(新規)																																																			
(略)	(略)																																																		
(略)	(略)	(略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
駐 車 料	二町谷環境整備施設区域の	1台1時間につき 200円。ただし、7月1日から8月31日までの間は、250円とする。																																																	
	駐車場	1台1泊につき 1,030円																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	